

山梨県立富士北麓駐車場管理運営業務の内容及び基準

山梨県立富士北麓駐車場の運営基準は以下のとおり。

○ 管理運営基準の位置付け

この管理運営基準は、山梨県立富士北麓駐車場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）と一体のものであり、募集要項第3の1に定める「指定管理者が行う業務の範囲等」について詳細な基準を示したとともに、指定希望者が提出することとされている募集要項第4の3に定める「指定管理業務の実施に関する計画書」の作成に当たり、具体的な指針を与えるものです。

なお、この管理運営基準の内容は、提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の評価及び指定管理者の事業実施状況評価の基準としても用いられます。

1 運営方針

施設・設備を使用して、富士スバルラインのマイカー規制の効果的实施と利用者の利便性の向上を図るとともに、富士北麓地域における広域周遊観光の推進拠点として機能することを目指す。

そのため、多くの方々に利用してもらえるよう、

- ・最大1,400台駐車可能な施設
- ・中央自動車道河口湖IC、東富士五湖道路富士吉田ICに近接し、自動車によるアクセスが良い施設
- ・富士山の眺望がよい芝生広場として使用可能な駐車場がある施設

といった施設の特徴を活かし、駐車場を適切に管理・運営していく。

2 機能及び概要

(1) 第1駐車場：駐車台数 675台（アスファルト舗装）

- 面使用：・他の場所でのイベント参加者のための駐車場
- ・各種のイベント開催

(2) 第2駐車場：駐車台数 380台（アスファルト舗装）

- マイカー規制期間外の時期の常時使用
- タクシーの乗降場（主にマイカー規制期間中）

(3) 第3駐車場：駐車可能台数 235台（芝生舗装）

- 富士山への眺望が秀逸
- 芝生舗装を活かした野外集会や音楽イベント等の開催
- *芝生の損傷を避けるため、原則駐車場として使用しない。

(4) 第4駐車場：駐車可能台数 110台（砕石駐車場）

- マイカー規制中以外のバス等の待機所
- *マイカー規制時においても、シャトルバスの円滑な運行に必要な場合は、開放する。

※第1駐車場、第3駐車場、第4駐車場は、緊急時のヘリポートとしての使用を想定
(5) 観光案内所：鉄骨プレハブ平屋建て 148㎡

- マイカー規制期間中を中心に、富士北麓地域の観光案内を行うほか、駐車場を拠点とした周遊観光の取組みを行う。

○設備

- ・無料休息コーナー
- ・観光情報コーナー<富士山や北麓地域情報提供>
- ・65インチのモニター等

<自動販売機設置場所>：3台分4.5㎡（トイレ側壁面）

<トイレ>：鉄筋平屋建て 50㎡

○男子トイレ

和式1、洋式3、男子小用6、手洗場3

○女子トイレ

和式1、洋式8、手洗場3

○多目的トイレ（オストメイト対応型トイレ）

(6) バス乗降所：3台同時乗降可能

○乗合バスへの乗降（路線バス、シャトルバス等）

○富士急行株式会社に運営を委託（バス券売所を含む。）

3 各業務の基準

駐車場の各事業を上記機能及び概要に基づいて実施する。

(1) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

駐車場の施設及び設備器具の維持保全に関する業務は次のとおりとする。

- ①清掃業務
- ②除草業務
- ③一般廃棄物収集運搬処理業務
- ④機械警備業務
- ⑤浄化槽保守点検業務
- ⑥機械設備機器保守点検
- ⑦汚泥処理業務
- ⑧自家用電気工作物の保安管理業務
- ⑨芝生管理業務

(2) 富士北麓地域における観光案内に関する業務

- ① 周辺観光施設との協力体制を円滑に進め、相互に魅力を高め合うとともに、富士北麓の周遊観光の拠点として総合案内機能を発揮すること。
- ② 県内各観光地への誘客促進活動、観光情報の発信についてのノウハウを活かし、次に掲げる情報の最新情報を収集し、観光客等へ情報提供すること。
 - ・富士スバルラインの交通情報
 - ・富士北麓駐車場の混雑状況
 - ・富士登山情報（富士山等の天気情報、山小屋の宿泊状況、必要な装備など）
 - ・弾丸登山の自粛ほか安全登山に対する呼びかけ
 - ・富士山保全協力金への協力の呼びかけ
 - ・バス等の公共交通機関の発着時刻等
 - ・富士五湖周辺、県内の観光情報（飲食店、宿泊先、遊園地、道路案内）
 - ・観光事業者等の提供する旅行商品の案内
 - ・エコツアーガイドの情報
- ③ 来客及び電話での問い合わせ等について、適切に対応すること。

- ④ 利用者、住民から苦情があった場合は、適切に対応すること。
- ⑤ 情報提供のためのチラシ、パンフレット等の収集
- ⑥ 駐車場案内のパンフレットの作成配布

(3) 富士スバルラインマイカー規制期間中の駐車場管理業務

富士スバルラインマイカー規制期間中の駐車場管理業務は次のとおりとする。

なお、駐車料金徴収業務については、県と指定管理者または当該業務を指定管理者から受託する者との間において、協定とは別途、私人への徴収業務委託を行なう。

- ① 駐車料金徴収業務
- ② 駐車場内外交通誘導業務
- ③ 案内看板、P3 駐車柵設置・撤去等業務
- ④ 仮設照明設置・撤去業務（バルーン型投光器給油業務を含む）
- ⑤ 仮設トイレ設置・撤去業務（清掃、汲み取り、給水を含む）
- ⑥ 電気自動車及び燃料電池車の確認業務

(4) 自動販売機の設置・運営

施設の目的を達成し、利用者のサービスの向上を図るため、主に飲料水を提供するものとする。設置・運営については、指定管理者自らが行うことや委託も可能であるが、販売物の内容と販売に必要な場所については、事前に県と協議し、承認を得ること。

設置・運営に要する費用は指定管理者が負担する。

(5) その他

第1 駐車場、第3 駐車場、第4 駐車場については、緊急時のヘリポートに使用することを想定して年間で行為の許可を出している。そのため、消防本部等からヘリポートとして使用したい旨の連絡があった場合は、駐車場の使用状況を確認し、消防本部等が判断できるように使用状況を的確に伝える。

4 利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

指定管理者は、利用者等を対象にアンケートを行い、意見や要望、満足度等について把握し、業務改善等管理運営に反映させるよう努めること。

アンケートの内容については、県と協議を行うこと。また、利用者等のアンケート結果及び業務改善の状況について速やかに報告すること。

5 事業報告書等の作成及び提出

(1) 定期報告書（事業進捗状況報告）

指定管理者は、4月から11月までの間の利用者数及び事業実施状況について、月ごとにまとめ、翌月10日までに報告すること。

なお、管理運営にあたっては、1日の業務内容（周辺施設の観光案内、清掃その他の維持管理業務等）や県民対応など特記事項を記した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行うこと。

(2) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出すること。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 利用状況
- ③ 管理業務に係る収支決算
- ④ 自主事業の実施状況及び収支決算

⑤ その他必要な事項

(3) その他随時報告等

指定管理者は、知事から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、報告書を作成して指定期日までに提出すること。

6 業務計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度2月末日までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な業務計画書を作成し、知事に提出すること。

- (1) 次年度の運営目標
- (2) 実施事業（自主事業含む）の概要及び実施時期
- (3) 管理業務に係る体制
- (4) 管理業務及び自主事業に係る収支予算
- (5) その他必要な事項

7 モニタリングの実施

指定管理者は、別途定める「富士北麓駐車場モニタリングに関する実施要領」等に基づき県が実施するモニタリングに協力すること。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は立ち入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。是正勧告を行い改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

8 キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、キャッシュレス決済を導入することとし、駐車料金徴収窓口についてコード決済に対応すること。

なお、令和5年4月末までに導入すること。

9 安全管理マニュアルの整備

事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定し、適切に運用すること。

10 事故対応マニュアルの整備

施設内で事故が発生した場合を想定した事故対応マニュアルを策定し、訓練等を実施すること。

自動体外式除細動機（AED）については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。

管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器の管理仕様書」に基づくこと。

11 国民保護措置への対応

国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講ずること。

12 環境への配慮について

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県の環境管理システムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮すること。

(主な取り組み)

- (1) 県の環境管理システムで定める共通実施計画の取組について、可能な限り実施すること。
- (2) エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。
- (3) 環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (4) (1) の実施状況及び(2) の使用状況等については、半年ごとに県に報告すること。

13 暴力団の排除措置

施設の管理運営から暴力団等を排除するため、次の措置を行うこと。

- ・ 契約を行おうとする相手方が暴力団関係者であるか否か疑わしいときには、誓約書及び役員名簿を徴し、施設所管課を通じて警察に照会すること。
- ・ 警察からの情報提供で契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に、契約解除等が行える契約条項の見直しを行うこと。

14 施設及び設備の点検業務

指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル」に基づき、施設及び設備について、施設の長寿命化のための点検及び日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。

点検結果については、「建築物点検表」により別途指定する期日までに県へ報告すること。ただし、施設及び設備の損傷等、劣化が著しく至急対応が必要な場合は、速やかに報告すること。

15 県の求めるサービス水準

北麓駐車場は、富士スバルラインのマイカー規制の効果的实施と利用者の利便性の向上を図るとともに、富士北麓地域における広域周遊観光の推進拠点として機能することにより、富士北麓地域の観光振興を図るという目的のために設置された施設であるため、指定管理者に求めるサービス水準について、以下の指標、目標値を設定する。

	業務項目	指標	目標値
1	観光振興に資する富士北麓地域等の観光情報周知	パンフレット配布数、問い合わせ対応数の合計	年間1,000回以上
2	年間駐車台数	年間駐車台数	年間20,000台以上
3	年間稼働率	年間稼働率	100%
4	アンケート	利用者満足度	満足、どちらかといえば満足が80%以上